

別紙1

【介護予防通所リハビリテーション費】

要支援1 2268 単位/月

要支援2 4228 単位/月

※ いずれも送迎、入浴を基本単位に包括する。

・利用開始日の属する月から12月超えた場合

要支援1 120 単位/月減算

要支援2 240 単位/月減算

※ ただし、以下の要件を満たす場合は減算なし

① 3ヶ月に1回以上リハビリ会議の開催 ② 利用者ごとの計画書を厚生労働省へ提出

・口腔機能向上加算 150 単位/月

・口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20 単位

・口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5 単位

・退院時共同指導加算 600 単位/回

・生活行為向上リハビリテーション実施加算

※リハビリテーション実施計画に基づく指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して6月以内の場合 562 単位/月

・サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援1 88 単位/月

要支援2 176 単位/月

・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位×86/1000 を加算

・科学的介護推進体制加算 40 単位

【指定介護通所リハビリテーション】 通常規模型リハビリテーション費

(加算)

・リハビリテーションマネジメント加算イ

同意を得た月から6ヶ月以内 560 単位/月

6ヶ月を超えた期間 240 単位/月

・リハビリテーションマネジメント加算ロ

同意を得た月から6ヶ月以内 593 単位/月

6ヶ月を超えた期間 273 単位/月

・リハビリテーション提供体制加算

所要時間3時間以上4時間未満の場合 12 単位/回

・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位×86/1000 を加算

・3%加算 所定単位×30/1000 を加算

・サービス提供体制強化加算Ⅰ

22 単位/月

・短期集中個別リハビリテーション実施加算

退院日または認定日から3ヶ月以内1回につき 110 単位/日

・口腔機能向上加算Ⅰ

150 単位/月

・口腔機能向上加算Ⅱ

160 単位/月

・口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ

20 単位

・口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ

5 単位

・移行支援加算

12 単位/回

・生活行為向上リハビリテーション実施加算

開始日より6ヶ月以内 1250 単位/月

・自己送迎減算

片道につき/ -47 単位

・科学的介護推進体制加算

40 単位

・退院時共同指導加算

600 単位

(3時間以上4時間未満の場合)

要介護1	486 単位
要介護2	565 単位
要介護3	643 単位
要介護4	743 単位
要介護5	842 単位

(2時間以上3時間未満の場合)

要介護1	383 単位
要介護2	439 単位
要介護3	498 単位
要介護4	555 単位
要介護5	612 単位

(1時間以上2時間未満の場合)

要介護1	369 単位
要介護2	398 単位
要介護3	429 単位
要介護4	458 単位
要介護5	491 単位

【介護予防・通常規模型共通】

- ・地域単価6級地 総単位数に10.33円を乗ずる

2024年4月更新